

# 大規模災害時の交通規制について

○ 大規模災害が発生した場合、災害対策基本法などにより、被災者の救助・物資の輸送などといった応急対策を行うため、高速道路・国道などといった幹線道路が「**緊急交通路**」に指定されます。

○ 緊急交通路では、**一般車両の通行は禁止**され、「**緊急通行車両**」及び「**規制除外車両**」のみ通行することができます。



## 緊急通行車両の分類

○ パトカー、消防車、救急車などといった赤色灯を備えた緊急自動車



○ 次のいずれの要件も満たす車両

- ・ 指定行政機関等(※)が保有・調達する車両(契約等により、常に指定行政機関等の活動に使用されるもの又は災害時に他の機関等から調達するものも含む。)

※ 国の機関・公共機関で、内閣総理大臣又は都道府県知事が指定したものや地方自治体のことです。

- ・ 大規模災害発生時に、被災者の救助・物資の輸送などといった災害応急対策に使用される車両で、**都道府県知事又は公安委員会による確認を受け、標章・証明書の交付を受けたもの**



## 規制除外車両とは

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害の発生時に優先すべきものに使用される車両で、**公安委員会による確認を受け、標章・証明書の交付を受けたもの**(緊急通行車両となるものは除く。)

- 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- 特別な構造・装置のある患者等搬送車両
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- その他、個別の災害に応じて警察庁と調整をして定めた車両(緊急交通路指定から一定の期間は、確認の対象となりません。)



特別なナンバープレートを有する自衛隊車両、米軍車両、外交官使用車両は、規制除外車両に含まれることとなりますが、これらについては確認手続は不要です。(標章不要)

# 大規模災害時における交通規制のフロー

大規模災害時の交通規制は、開始から解除までを  
○ 発生直後(初動対応)      ○ 第一局面      ○ 第二局面  
に分けて行われます。

**災害発生!**

## 発生直後(初動対応)

- 被災状況等の情報収集
- 緊急交通路の選定作業

管轄警察署長の権限による交通規制・現場警察官による交通規制により、災害応急対策などに従事する車両以外の通行を制限します。

## 第一局面

- 公安委員会が、災害対策基本法等により**緊急交通路を指定**。
- 災害応急対策などに従事する下記の車両以外の通行を制限します。

緊急交通路を通行可能な車両

- **緊急通行車両** ~ 赤色回転灯を備えた緊急自動車  
**標章**を掲げている車両
- **規制除外車両** ~ 標章不要な自衛隊車両等  
事前届出対象となる車両で**標章**を掲げているもの

## 第二局面

- 緊急交通路の交通状況、復旧状況などを踏まえ、**事前届出対象以外の規制除外車両も通行可能**します。(対象車両は警察庁と個別に調整)
- 交通状況により、順次、**交通規制の規模や規制の対象車両を縮小**。

**交通規制の解除**

# 緊急通行車両確認要領等について

令和5年9月1日～  
(制度改正)

災害発生前においても、緊急通行車両  
の確認ができるようになりました。

## 緊急通行車両の確認手続

- 緊急交通路が指定された際、都道府県知事又は公安委員会が、申請に基づいて、申請に係る車両が緊急通行車両に該当するか否かを審査します。
- 緊急通行車両であることが確認された場合、**証明書**と**標章**が交付され、緊急交通路の通行が可能となります。

### 手続方法(事前届出済証の無い場合)

#### ○ 申請先

使用の本拠の位置を管轄する警察署、交通規制課又は高速隊で手続き可能です。(災害発生後は、全ての警察署や交通検問所でも可能です。)



緊急通行車両確認証明書

#### ○ 申請することができる方

指定行政機関等の長、指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者

契約等により常時指定行政機関等の活動のため使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者



標章

#### ○ 必要書類

- ・ 緊急通行車両確認申出書
- ・ 自動車検査証の写し軽自動車届出済証の写し
- ・ 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類(例: 契約書の写し、輸送協定書の写し、疎明書)
- ・ 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足る書類(例: 災害応急対策に使用する車両のリスト)

## 緊急通行車両の事前届出手続は

- 従前の運用(令和5年8月31日まで)による緊急通行車両等事前届出手続きでは、災害発生前の平時において、届出に係る車両が緊急通行車両に該当するか否かを事前に審査し、該当する場合は事前届出済証を交付していました。
- しかし、令和5年9月1日以降は、新たに事前届出済証を交付することは出来なくなりました。
- ただし、従前の運用(令和5年8月31日まで)に基づき事前届出済証の交付を受けている方は、引き続き事前届出済証を使用して、緊急通行車両等の確認の申出を行うことができます。

## 令和5年9月1日～(制度改正後の新規交付はできません)

### 手続方法

- **申請先**  
車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署・  
高速隊・交通規制課

- **申請することができる方**  
指定行政機関等の当該緊急通行に係る業務の  
実施責任者又はその代行者

- **必要書類**

- ・ 事前届出書(2枚一組ノーカーボン複写、警察署にあります。)
- ・ 自動車検査証の写し
- ・ 災害応急対策に従事することを明らかにする書類の写し(疎明書)
- ・ 指定行政機関等との契約、協定等により、他の機関等の車両を使用する場合は、契約書、協定書等の写し

緊急通行車両等事前届出書

**新規の申請  
受付は終了**

# 事前届出済み車両の緊急通行車両確認手続は

事前届出済み車両の緊急通行車両確認手続は次のとおりです。

## 手続方法

### ○ 申請先

使用の本拠の位置を管轄する警察署、交通規制課又は高速隊で手続き可能です。(災害発生後は、全ての警察署や交通検問所でも可能です。)



### ○ 申請することができる方

指定行政機関等の長、指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者

契約等により常時指定行政機関等の活動のため使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者

緊急通行車両確認証明書



標章

### ○ 必要書類

- ・ 緊急通行車両確認申出書
- ・ **事前届出済証**

※ 自動車検査証の写し等の添付資料は不要です。

## 規制除外車両の確認手続は

- 緊急交通路が指定された際、都道府県公安委員会が、申請に基づいて、申請に係る車両が規制除外車両に該当するか否か審査します。
- 規制除外車両であることが確認された場合、**証明書**と**標章**が交付され、緊急交通路の通行が可能となります。

### 手続方法

#### ○ 申請先

警察署、交通規制課、高速隊又は交通検問所で手続き可能です。

#### ○ 申請することができる方

当該車両に係る事前届出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の使用者又は管理責任者

#### ○ 必要書類

- ・ 規制除外車両確認申出書
- ・ 自動車検査証の写し又は軽自動車届出済証の写し
- ・ 業務種別ごとに以下の書類



規制除外車両確認証明書



標章

- ・ 医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両  
医師・歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類
- ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両  
使用者が医薬品・医療機器等の製造者・販売者であることを確認できる書類
- ・ 患者等搬送車両(特別な構造又は装置があるもの。)  
車両の写真(ナンバープレート・車両の構造・装置が確認できるもの)
- ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両  
車両の写真(ナンバープレート・車両の形状が確認できるものとし、重機輸送用車両は建設用重機を積載した状況の写真。)

### 留意事項

- **第一局面では、規制除外車両事前届出の対象車両しか確認手続できません。**  
(第二局面以降の確認対象の車種は、個別の災害に応じて警察庁と調整して定めます。)
- 標章は当該車両のダッシュボード上などの見やすい場所に掲出して下さい。
- 確認証明書を携行して下さい。
- 通行の用務が終了もしくは有効期間が満了した場合は、規制除外車両確認証明書・標章を最寄りの警察署に速やかに返納して下さい。



# 規制除外車両の事前届出手続は

- 都道府県公安委員会が、平時において、一定の業務に使用される車両を対象として、届出に係る車両が規制除外車両に該当するか否かを事前に審査し、該当する場合に**事前届出済証**を後日交付します。
- 緊急交通路が指定された際、確認申請時に申出書に添えて届出済証を提出することで、通常必要となる添付書類を省略するほか、要件の審査が省略もされ、スムーズに確認手続きができます。

## 事前届出の対象車両(下記の車両以外は規制除外車両の事前届出はできません。)

- 医師・歯科医師・医療機関等が使用する車両
- 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- 患者等搬送用車両(特別な構造・装置があるものに限る。)
- 建設用重機・道路啓開作業用車両(※)・重機輸送用車両  
(重機輸送用車両は、建設用重機と同一の利用者によるものに限る。)

※ ブルドーザ、ショベルローダ等、道路上の瓦礫等の障害物を除去するための車両

## 手続方法

- 届出先  
使用の本拠の位置を管轄する警察署、交通規制課又は高速隊で手続き可能です。
- 届出することができる方  
当該車両に係る事前届出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の利用者又は管理責任者
- 必要書類
  - ・ 規制除外車両確認申出書
  - ・ 自動車検査証の写し又は軽自動車届出済証の写し
  - ・ 業務種別ごとに以下の書類

規制除外車両事前届出書

- ・ 医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両  
医師・歯科医師の免許状又は利用者が医療機関等であることを確認できる書類
- ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両  
利用者が医薬品・医療機器等の製造者・販売者であることを確認できる書類
- ・ 患者等搬送車両(特別な構造又は装置があるもの。)  
車両の写真(ナンバープレート・車両の構造・装置が確認できるもの)
- ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両  
車両の写真(ナンバープレート・車両の形状が確認できるものとし、重機輸送用車両は建設用重機を積載した状況の写真。)

## 事前届出済み車両の規制除外車両確認手続は

事前届出済み車両の規制除外車両確認手続きは次のとおりです。

### 手続方法

- **申請先**  
警察署、交通規制課、高速隊又は交通検問所で手続き可能です。
- **申請することができる方**  
当該車両に係る事前届出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の使用者又は管理責任者
- **必要書類**
  - ・ 規制除外車両確認申出書
  - ・ **事前届出済証**  
※ 自動車検査証の写し等の添付資料は不要です。